

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ、コペンハーゲニー、ヘブドマデイス）混合ワクチン

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ、コペンハーゲニー、ヘブドマデイス）混合ワクチンの 3.4.5、3.4.7（迷入ウイルス否定試験法 2.8.2 を除く。）、3.4.8 及び 3.4.10 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。